

基本施策1 子育て支援の充実

(1)働く子育て家庭の支援

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
保育所等施設型給付事業 (私立12園及び管外保育所)	保育事業を私立保育所(12保育園)及び管外保育所に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・仲宏・姫井・石井手・西福寺・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい・桃太郎園保育園及び管外保育所。	H26以前～ H42以降	1,268,902	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 小野田小百合幼稚園、高千帆小百合幼稚園及び管外幼稚園。	H27～ H42以降	116,195	子育て支援課
地域型保育給付事業	子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業を実施する事業者に対し運営費を支給する。市内2事業所及び管外事業所。	H27～ H42以降	68,574	子育て支援課
公立保育所運営事業	公立保育所で保育を実施する。 (H28現在 日の出保育園・出合保育園・下津保育園・厚陽保育園・津布田保育園)	H26以前～ H42以降	449,012	子育て支援課
公立保育所再編整備事業 (山陽地区保育所)	市内にある公立保育所5園について、老朽化が著しいこと、また、定員に対する入所園児の偏り等を是正するため、再編計画に基づき施設整備を行う。	H28～ H42以降	165,971	子育て支援課
公立保育園環境整備事業	公立保育所は老朽化が進んでおり、園児に対して危険が及ぶ可能性がある箇所について必要な修繕を行う。 また、遊具等についても、修繕又は買い替えを行う。	H29～ H42以降	2,832	子育て支援課
一時預かり事業	私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育所(3園:日の出・出合・厚陽)でも直営で実施している。	H26以前～ H42以降	2,916	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に一時預かりを実施し、私立幼稚園の一時預かりに対して補助を行う。	H26以前～ H42以降	3,000	子育て支援課
延長保育事業	各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額を補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長7園)・短時間延長 全園	H26以前～ H42以降	10,670	子育て支援課
障がい児保育事業	障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付する。軽度障害児(1ヶ月:29,370円) 特別児童扶養手当対象児童(1ヶ月:74,140円)	H26以前～ H42以降	13,187	子育て支援課
民間保育サービス施設職員健康診断事業	民間保育サービス施設に従事する職員に対し、健康診断を実施することにより、民間保育サービス施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図る	H26以前～ H42以降	30	子育て支援課

民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業	民間保育サービス施設に入所する乳幼児の健康診断として実施する内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診、健康相談等の経費及び職員が研修に参加するに当たり代替職員の雇用費を補助することにより入所児童の処遇の向上を図る	H26以前～ H42以降	58	子育て支援課
保育所保険料補助事業	入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	H26以前～ H42以降	88	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業	対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度)	H26以前～ H42以降	150	子育て支援課
幼稚園就園奨励事業	幼児教育の機会を確保できるよう、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するため、国の幼稚園就園奨励費補助事業に基づき、私立幼稚園に補助金を交付し、保護者へ保育料等の減免額を給付する。	H26以前～ H42以降	63,681	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業(幼稚園)	少子化対策の一環として、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の幼児を幼稚園に通わせている保護者に、保育料等の助成を行う。	H27～ H42以降	4,000	子育て支援課
私立幼稚園特別支援事業	私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付するもの。	H26以前～ H42以降	0	子育て支援課
放課後児童対策事業(児童クラブ)	市内12小学校区において、児童館及び小学校の空き教室を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、朝30分、夕方1時間の延長保育あり。	H26以前～ H42以降	80,798	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業 《重点2》	増加傾向にある児童クラブ利用者数に対応するため、児童クラブの実施場所を整備する。また、老朽化した施設については、必要な修繕や周辺整備等を行い、児童を安全に保育できる環境を整える。	H26以前～ H42以降	9,077	子育て支援課
児童クラブ開所時間延長事業 《重点2》	児童クラブの開所時間について、土曜日及び長期休暇中の開所時間を8時30分から8時に早め、30分の延長保育を行うことにより、児童クラブの利便性を高め、就労する子育て世代を支援する。	H29～ H42以降	1,530	子育て支援課
病児保育事業	集団保育が困難な病児・病後児童を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	H26以前～ H42以降	23,651	子育て支援課
子育て短期支援事業	児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	H26以前～ H42以降	408	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する。(実際の訪問については、健康増進課において行っている。)	H26以前～ H42以降	0	子育て支援課

子育てワンストップ事業	子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。対象となる手続は、児童手当、児童扶養手当、保育、母子保健	H29～ H42以降	0	子育て支援課 健康増進課
(2)子育ての不安と負担の軽減				
事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域子育て支援拠点事業	市内4か所の保育所(須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談や子育て支援に関する講習会を実施。また、近隣の児童館や公民館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	H26以前～ H42以降	37,265	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画推進事業	「子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。現在の計画は平成27年度から平成31年度までの5年間。	H26以前～ H42以降	80	子育て支援課
子育て支援情報発信事業	子育て情報の一元化と情報提供の充実を目的に、平成22年度に開設した「さんようおのだっこ」の管理・運営を行う。子育てに関する行政情報のほか、民間の情報も発信し、多くの子育て世代に利用されている。	H26以前～ H42以降	84	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業 《重点2》	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行う。平成30年度から、子育て総合支援センターを活動拠点として2名体制で実施することにより、これまで以上に子育て世代に寄り添った支援を行う。	H27～ H42以降	3,099	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画策定事業	平成27年3月に策定した「子ども・子育て事業計画」の計画期間が平成32年度で終わることに伴って、平成平成32年度以降の新たな計画を策定する。 計画策定に当たっては、子ども・子育て協議会での協議を行い、委員の意見を聞く。	H30～ H42以降	80	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業 《重点2》	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄り、妊娠期から子育て期まで切れ目のないきめ細やかな相談支援を、ワンストップで総合的に受けることができる子育て支援の拠点施設の管理・運営を行う。	H28～ H42以降	9,671	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業 (子育て総合支援センター事業) 《重点2》	平成30年4月に開所した子育て総合支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者に相互の交流が行える場所を提供し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	H30～ H42以降	5,568	子育て支援課
児童手当支給事業	中学校終了までの児童の養育者に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額):3歳未満15,000円、3歳～小学生(1、2子)10,000円、3歳～小学生(3子以降)15,000円、中学生10,000円、所得制限越5,000円	H26以前～ H42以降	1,020,812	子育て支援課
特別児童扶養手当事業	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	H26以前～ H42以降	215	子育て支援課

福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業	乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。(父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市事業で助成。)ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税世帯が対象。	H26以前～H42以降	153,836	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)	県制度の乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成に上乗せして医療費助成を行う。 両制度共通:利用者の一部負担分(3歳以上は通院1,000円/月、入院2,000円/月)を助成 乳幼児医療費制度:所得制限(市民税所得割136,700円超)を撤廃し、すべての乳幼児を医療費助成の対象とする。	H26以前～H42以降	33,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下が対象。	H26以前～H42以降	22,000	子育て支援課
養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	H26以前～H42以降	7,020	子育て支援課
小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)	家庭の経済状況に左右されることなく、義務教育段階の就学を援助できるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	H26以前～H42以降	20,573	学校教育課
中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)	家庭の経済状況に左右されることなく、義務教育段階の就学を援助できるよう、経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対し、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	H26以前～H42以降	25,187	学校教育課
学校保健に係る医療費助成事業(就学援助)	就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	H26以前～H42以降	1,722	学校教育課
学校給食に係る給食費助成事業(就学援助)	就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	H26以前～H42以降	58,261	学校教育課
交通遺児助成金支給事業	交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	H26以前～H42以降	140	学校教育課

(3)地域社会での子育て支援

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童館管理運営事業	市内7か所(本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆)の児童館において、児童の健全育成及び子育てに関する相談・支援を実施する。	H26以前～H42以降	45,749	子育て支援課
児童館環境整備事業	児童の安全な環境を整備するため、児童館施設及び周辺環境について、必要な修繕及び樹木伐採等を行う。	H28～H42以降	930	子育て支援課

ファミリーサポートセンター事業 《重点2》	子育ての援助を受けたい人と援助ができる人による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	H26以前～ H42以降	2,238	子育て支援課
地域組織活動育成事業	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	H26以前～ H42以降	1,323	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	H26以前～ H42以降	511	子育て支援課

(4) 配慮が必要な子どもと家庭の支援

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家庭児童相談事業(子育て総合支援センター事業) 《重点2》	核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	H26以前～ H42以降	3,431	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会開催事業 《重点2》	要保護児童の早期発見や適切な保護のため、子育て支援ネットワーク協議会を開催し、児童虐待の防止、発達障害児の療育及び家族への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携を図る。	H26以前～ H42以降	3,494	子育て支援課
第65回中国地区里親大会補助金	少子・高齢化が進行する一方、育児不安や児童虐待の深刻化、家庭機能の低下等により、子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増している。 このような中で、子どもを家庭的な環境で育む里親制度は、社会的養護の一翼を担う大きな柱として期待と関心が強まっており、平成30年度に山口県で開催される第65回中国地区里親大会に補助金を交付する。	H26以前～ H42以降	50	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額(H29.4月現在):全部支給 42,290円(1人)、2人目は9,990円加算、3人目以降は5,990円加算(金額は全部支給の場合)	H26以前～ H42以降	330,006	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	H26以前～ H42以降	13,813	子育て支援課
ひとり親福祉事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	H26以前～ H42以降	1,823	子育て支援課
なるみ園運営事業	児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	H26以前～ H32	9,365	子育て支援課

ことばの教室(幼児部)運営事業	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	H26以前～ H42以降	5,198	子育て支援課
-----------------	--	-----------------	-------	--------

(5) 母子保健サービスの充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
乳児健康診査事業	出生届出時に交付申請をした乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個人台帳により情報を管理する。健康診査と併せて乳児の安否確認も行う。	H26以前～ H42以降	8,404	健康増進課
幼児健康診査事業	医師会、歯科医師会、歯科衛生士会、心理士、母子保健推進協議会の協力、連携のもと集団健康診査として実施する。必要とされる精密検査については個別で実施する。継続的な健康保持増進を図るために個人台帳により情報を管理する。健康診査に併せて幼児の安否確認を行う。	H26以前～ H42以降	2,543	健康増進課
発育・発達事業	乳幼児健康診査結果及び保護者からの相談により、心理士、保育士、地域コーディネーター等専門的な心理相談会を実施し支援を決定する。	H26以前～ H42以降	214	健康増進課
妊婦健康診査事業	妊娠届出書を提出した妊婦に妊婦健康診査補助券を交付し、健康診査は委託契約締結医療機関等で実施する。	H26以前～ H42以降	51,271	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	妊娠届出書を提出した者に母子健康手帳を交付する。併せて妊婦に対し、個人台帳を作成し保健指導を行う。また「健やか親子21」の健康課題であるマタニティマークについてはこの場を利用して周知している。	H26以前～ H42以降	70	健康増進課
定例健康教育(マタニティスクール)事業	初妊婦夫婦を対象に、父親の育児参加を促し夫婦で主体的に出産や育児に取り組む意識を持つよう、さらに参加者が参加しやすいよう勤労者の都合を考え休日に開催する	H26以前～ H42以降	86	健康増進課
定例健康教育(育児学級)事業	小児科医、保健師、栄養士による講話及び離乳食実習を通じて乳幼児の健康保持増進のため、予防接種を含めた疾病予防及び事故防止をはじめ、日常生活習慣等について正しい知識の普及に努める。	H26以前～ H42以降	323	健康増進課
随時健康教育(その他)	子育て中の母親を中心に育児のポイントや季節に応じた注意や母親自身の健康管理について正しい知識、安心した育児を目指す。児童館、子育て支援センター等各種団体からの依頼に応じて実施する。	H26以前～ H42以降	2	健康増進課
定例健康相談(すくすく相談)・随時健康相談事業	乳幼児に関する諸問題をともに解決する為に、乳幼児の健康管理に必要な知識を保護者等に指導し、必要に応じて専門機関を紹介する。乳幼児の健康の向上と健全育成を図るため、定期健康相談及び電話や来所等による随時健康相談を実施する。	H26以前～ H42以降	0	健康増進課
母子家庭訪問指導事業	ハイリスク要因が健康を阻害すると考えられる妊婦と出生児、第一子新生児の訪問と母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	H26以前～ H42以降	0	健康増進課

子育て世代包括支援センター(母子保健型) 《重点2》	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランを策定する。子育て総合支援センターに移設されることに伴い、来所相談、電話相談等きめ細やかな支援の更なる充実を図る。	H28～ H42以降	51	健康増進課
産婦健康診査事業 《重点2》	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。	H29～ H42以降	5,581	健康増進課
産後ケア事業 《重点2》	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援や、休養の機会を提供することにより産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	H29～ H42以降	277	健康増進課
不妊治療費助成事業	次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。	H26以前～ H42以降	1,599	健康増進課
母子保健推進員育成・支援事業	市長から委嘱を受けた母子保健推進員が母子保健推進のため妊産婦、乳幼児の健康増進に努め、行政と市民のパイプ役として、母子保健の向上が図られるよう育成する。	H26以前～ H42以降	751	健康増進課
子育て世代包括支援センター・ココシエ(子育て支援事業)	3888千円は任期付職員の人件費のため、健康増進課に予算がついてないので削除してください。	H30～ H42以降	3,888	健康増進課

基本施策2 高齢者福祉の充実

(1)生涯現役社会づくりの推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護支援ボランティア活動事業	第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、活動範囲を在宅へ拡大する。 なお、年間上限を超えた次年度への繰越可能ポイントの上限を200ポイントとする。	H26以前～ H42以降	2,800	高齢福祉課
介護支援ボランティア活動事業(応援隊分)	市が養成する介護予防応援隊の内、第一号被保険者((65歳以上)が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	H30～ H42以降	28	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、活動範囲を在宅へ拡大する。 なお、年間上限を超えた次年度への繰越可能ポイントの上限を200ポイントとする。	H26以前～ H42以降	300	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業(応援隊分)	市が養成する介護予防応援隊の内、第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	H30～ H42以降	4	高齢福祉課

敬老会運営補助事業	毎年9月の敬老月間にあわせて地区社協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。	H26以前～ H42以降	4,793	高齢福祉課
敬老月間啓発事業	市長の表敬訪問(100歳)。85歳、95歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや作文の募集。	H26以前～ H42以降	437	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	H26以前～ H42以降	1,912	高齢福祉課
老人福祉作業所と利用促進	老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担	H26以前～ H42以降	247	高齢福祉課
全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金)	ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	H26以前～ H42以降	50	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるような地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	H26以前～ H42以降	1,800	高齢福祉課

(2) 高齢になっても住みよい地域づくり

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合相談・支援事業(地域包括支援センターの充実)	高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を充実させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。(平成28年度の「介護予防ケアマネジメント(地域包括支援センターの充実)」と「総合相談支援業務」を1本の事務事業調書に整理した)	H26以前～ H42以降	34,795	高齢福祉課
包括的・継続的ケアマネジメント業務	高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、個々のケアマネジャーのサポートを行うとともに、ケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行う。(地域包括ケアの構築)、多職種連携強化に向けたシステムの構築を目指す。また地域ケア会議を充実させ、総合事業の導入に伴い、プラン検証部会を新たに実施する(プラン検証部会に参加する専門職の謝金・旅費関係は県の「地域包括ケア専門派遣システム構築事業」を利用予定)	H26以前～ H42以降	95	高齢福祉課
地域包括支援システム用デスクトップパソコンの増設	平成30年度、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム員として新規職員が2名採用となる予定であるため、既存の地域包括支援センターシステム(ほのぼの)を利用できるパソコンを2台導入するものである。	H30	1,036	高齢福祉課
医療介護関係者連携強化体制構築業務	在宅医療・介護連携推進のための組織の可視化、医療・介護資源の把握、市民ニーズの把握等のプロセスを経て、地域における現状と課題の抽出、対応可能な解決策の協議を行う。また、関係職種の連携強化に向けた研修や、地域住民に向けた普及啓発を行う。	H26以前～ H42以降	136	高齢福祉課

相談支援体制の充実	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を運営し、在宅医療・介護連携に関する事項の相談受付や、退院調整支援を行う。また、相談窓口の周知を行う。(在宅医療・介護連携支援センター機能まで強化させる委託形態を検討中)	H27～ H42以降	840	高齢福祉課
切れ目ない在宅医療・介護提供体制構築業務	在宅医療・介護連携推進協議会等で協議し、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制を構築する。また複数の関係市町が連携して広域連携が必要な事項について協議を行う	H29～ H42以降	91	高齢福祉課
生活支援サービスの体制整備事業	地域のニーズを把握し「地域づくり」の方針を決定する『第一層協議体』を市内1箇所に、住民主体の「支援」体制の担い手を発掘し支援していく『第二層協議体』を小学校区毎に順次設置していく。また、それぞれの協議体に、中核的役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、「市民相互」の助け合いの概念を組み入れた地域づくりを推進していく。また、地域住民に対し「市民相互の助け合いによる地域づくりの必要性」について普及啓発していく。	H28～ H42以降	1,182	高齢福祉課
権利擁護業務	判断能力が不十分な認知症高齢者が、民法で定める成年後見制度を利用することを、市が支援することで、認知症高齢者を保護しその権利を守る。事業の内容としては、老人福祉法第32条に基づき市長の行う審判の請求及び成年後見制度の利用に係る報酬費用の助成を行う。その他、高齢者虐待の防止および対応を強化させるため、ネットワーク会議を設置する。	H26以前～ H42以降	2,792	高齢福祉課
高齢者の実態の把握	高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	H26以前～ H42以降	139	高齢福祉課
高齢者保健福祉推進会議開催及び14市町福祉事務所長会議出席事業	高齢者福祉計画の進捗管理のために高齢者保健福祉会議を開催する。また、地域福祉に関する14市町福祉事務所長会議へ出席し、高齢者福祉計画の策定にも生かす。	H26以前～ H42以降	94	高齢福祉課
ケアセンターさんよう運営事業	ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託する。毎月、モニタリングを実施し施設の状況の把握に努める。	H26以前～ H42以降	3,512	高齢福祉課
建築基準法第12条に基づく定期報告(建築物・ケアセンターさんよう)	建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。(平成30年度中)	H30～ H42以降	1,789	高齢福祉課
建築基準法12条に基づく定期報告(小荷物専用昇降機の定期検査報告・ケアセンターさんよう)	改正建築基準法が平成28年6月1日に施行されたことに伴い、新たに定期検査報告の対象となったため。	H30～ H42以降	174	高齢福祉課
建築基準法第12条に基づく定期報告(防火設備・ケアセンターさんよう)	建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。(平成30年度中)	H30～ H42以降	156	高齢福祉課

(3)介護予防の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護保険利用者負担軽減 助成金支給事業	市内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。 助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。	H26以前～ H42以降	270	高齢福祉課
寝具乾燥消毒サービス事業	市内在住65歳以上高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	H26以前～ H42以降	534	高齢福祉課
入浴サービス事業	身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。	H26以前～ H42以降	861	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業	身体上または精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	H26以前～ H42以降	29	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業	低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	H26以前～ H42以降	706	高齢福祉課
高齢者相談事業	市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。	H26以前～ H42以降	392	高齢福祉課
緊急時短期入所事業	対象者を通常介護しているものが疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じた時に介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	H26以前～ H42以降	96	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給 事業	国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	H26以前～ H42以降	720	高齢福祉課
生活管理短期入所事業	市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められる者が、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	H26以前～ H42以降	304	高齢福祉課
老人保護措置事業	経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続または、今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続きや調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。	H26以前～ H42以降	200,020	高齢福祉課

高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	H26以前～ H42以降	5,513	高齢福祉課
住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業)	居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅回収するにあたって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2000円)を行う。	H26以前～ H42以降	10	高齢福祉課
寝たきり高齢者介護見舞金支給事業(地域支援事業:任意事業)	在宅の寝たきり高齢者等(要介護4又は5で非課税世帯で基準日以前1年間に介護保険のサービスを利用しなかったもの)を介護する家族に対して、その労苦を慰謝激励することを目的に介護見舞金(1人100,000円)を支給する。支給は主に、高齢者実態調査の結果により決定する。(基準日は6月1日)規則も変更予定である。	H30～ H42以降	200	高齢福祉課
家族介護支援事業(地域支援事業:任意事業)	市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	H26以前～ H42以降	616	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業(地域支援事業:任意事業)	紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等を申請により支給する。対象者に利用券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6000円を上限)。	H26以前～ H42以降	6,052	高齢福祉課
「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業)	高齢者福祉サービスシステムの「SWAN」に係る維持管理を行う。	H26以前～ H42以降	1,232	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	H26以前～ H42以降	769	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。	H26以前～ H42以降	804	高齢福祉課
介護予防応援隊養成事業	介護予防応援隊を育成する研修の開催。家族や隣人に介護予防の必要性や方法を広められるようになることを目的にした初級研修と、「介護予防の全般的な知識を身につけ、市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊員の育成」を目的とした中級研修と、介護予防応援隊員のレベルアップ研修を開催する。	H27～ H42以降	224	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進していく。具体的には住民運営通いの場に対し年1回の技術的援助をセラピストに依頼すると共に、介護予防に従事する職員への技術的助言を受ける機会を設ける。	H27～ H42以降	225	高齢福祉課

介護予防把握事業	住民主体の介護予防活動等へつなげることを目的に、閉じこもり等何かの支援を要する高齢者の把握を行う。訪問業務の中で行うと共に、民生委員を始め関係者からの情報提供により行っていく(二次予防事業対象者把握事業で実施していたが、平成29年4月、総合事業の導入により、把握する対象者像が若干変わり事業名も変更)	H26以前～ H42以降	8	高齢福祉課
認知症予防事業	MCI(軽度認知障害)を、早期に発見し、認知症へ移行することができる限り遅らせるために、あたまの健康チェックを実施し、MCIの疑いがある方に対し、認知症を予防する教室(あたまの若返り教室(頭の健康チェック事後フォロー教室))を実施する。	H26以前～ H42以降	1,159	高齢福祉課
総合事業介護従事者研修	平成29年4月から開始する総合事業において、多様なサービスとしてA型類型、B型類型のサービスを作り、その従事者として元気な高齢者等が介護の担い手として参加できる仕組みを作っていく予定である。その類型のサービスに従事する要件として本研修の受講等を義務付け、従事者の質の向上を図る。	H29～ H42以降	0	高齢福祉課
通所事業所担当者講習会	通所事業利用者が今よりも介護が重くならないように介護予防に重点的に必要な内容(口腔、低栄養、肺炎予防等)の講習を通所事業所担当者に向けて開催する。講習を受けた担当者は事業所で他職員にもそれを広め、各事業所で積極的に取り組むことで要介護・要支援・総合事業の事業対象者の悪化を防止することを目指す。	H30～ H42以降	0	高齢福祉課
訪問型サービス(第一号訪問事業)	総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	H29～ H42以降	31,524	高齢福祉課
通所型サービス(第一号通所事業)	総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	H29～ H42以降	106,840	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)	「高齢者が要介護状態になることを出来るだけ防ぐ」「要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ことを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。利用者の状態に応じてケアマネジメントAからCまでの類型があり、地域包括支援センター職員がプランニングする(一部委託を検討)	H29～ H42以降	5,799	高齢福祉課
総合事業給付管理事業	事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	H29～ H42以降	587	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費支給事業	総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	H29～ H42以降	110	高齢福祉課
職員視察研修	介護認定率の低下及び介護保険料の上昇抑制に成果を挙げている取組や、長期的に介護予防事業に取り組み健康寿命を延伸させている取組、多職種連携を強化し、医療が必要な要介護者を地域で支える仕組みや認知症を支える地域づくりを構築している取組等を展開している先進地等への視察研修を行うことにより、事業展開・地域包括ケアシステム構築に向けたノウハウを学ぶ。	H29～ H42以降	151	高齢福祉課

総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業	平成29年4月から開始した総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、必要に応じ実地検査等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。	H29～ H42以降	0	福祉指導監査室
------------------------	--	---------------	---	---------

(4) 認知症施策の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
認知症に関する普及啓発事業	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	H26以前～ H42以降	479	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業	今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になった時早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を高める(平成29年度から、市防災メールを活用)	H28～ H42以降	111	高齢福祉課
認知症サポータースキルアップ講座	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために認知症サポーターの養成だけでなく、地域の実情に応じた活動ができる取組を推進していくために、認知症サポーターを対象としたスキルアップ講座を開催する。	H29～ H42以降	0	高齢福祉課
認知症支援ネットワーク構築事業	認知症に関する機関とのネットワークの構築により、地域の情報共有や地域課題、市における対策を検討していく。また認知症を介護する介護者が安心して介護できる環境づくりを行う。その一つのツールとして認知症ケアパスを作成する	H26以前～ H42以降	228	高齢福祉課
認知症カフェ事業	認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、認知症の人とその家族の支援を行うとともに、地域住民へ対して認知症理解へ向けた啓発活動を行う場として「認知症カフェ」の設置を進める。設置に関する運営補助を行う。	H28～ H42以降	700	高齢福祉課
認知症地域支援推進員の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る	H27～ H42以降	39	高齢福祉課
認知症初期集中支援チームの設置	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(所定の要件を満たす専門員2名以上と専門医1名以上で編成される)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	H29～ H42以降	349	高齢福祉課

(5) 介護(予防)サービスの充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護サービス提供事業	要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供を行う。	H26以前～ H42以降	5,466,582	高齢福祉課
介護予防給付事業	要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。	H27以前～ H42以降	133,806	高齢福祉課

介護保険施設サービス利用者負担軽減事業	介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1ヶ月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給します。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	H28以前～ H42以降	188,370	高齢福祉課
高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業	低所得者に対して介護3施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付及び、介護サービス費の自己負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護サービス費として申請者へ支給する。	H26以前～ H42以降	144,138	高齢福祉課
指定介護予防支援業務	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	H26以前～ H42以降	8,012	高齢福祉課
地域密着型サービス指導監督事業	グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	H30～ H42以降	0	高齢福祉課
介護保険法令等管理システム利用事業	介護保険法令等管理システム「介護さがせるNet」を活用し、定期的に改正される介護保険制度に伴う法令・通知の対応及び地域密着型サービス事業所に対するの法令等の適切な指導を行う。	H30～ H42以降	27	高齢福祉課
地域密着型サービス指定指導監督事業	介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。	H26以前～ H42以降	0	福祉指導監査室
居宅介護事業所の指定及び指導監督事業	山口県からの権限移譲により、平成30年4月から介護保険法に基づき、居宅介護事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、居宅介護事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。	H30～ H42以降	0	福祉指導監査室

(6) 介護保険の円滑な運営

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護給付管理事業	事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	H31以前～ H42以降	7,228	高齢福祉課
介護サービス給付費適正化事業	ケアプランを、専門職で構成される介護給付適正化委員会にかけ、ケアマネジャーに対し介護予防の視点から助言を行い、利用者により良いサービス提供が出来るようにする。また年1回介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。適正化委員会に関しては平成27年度から委員会の組立てを変更し実施している。	H26以前～ H42以降	380	高齢福祉課
介護保険低所得者利用者負担対策事業	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4)	H26以前～ H42以降	35	高齢福祉課
介護保険管理事業	基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。	H26以前～ H42以降	44	高齢福祉課

介護認定審査事業	介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要がある為、対象者の調査・審査等の業務を行います。	H26以前～ H42以降	29,861	高齢福祉課
介護保険資格管理事業	介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行う為、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行います。	H26以前～ H42以降	7,411	高齢福祉課
介護保険賦課徴収事業	介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の22%を負担することとされている為、第1号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行う。	H26以前～ H42以降	3,038	高齢福祉課
介護保険制度改正(新介護保険事業計画施行)に伴うシステム改修事業	介護保険制度を持続可能な制度としていくために3年に一度、介護保険事業計画の策定が行われ、多くの制度改正が行われるが、本市介護保険基幹システムにおいても新制度、改正内容に即した適切な介護保険業務を円滑に遂行する改修事業を行う。	H26以前～ H42以降	2,495	高齢福祉課

基本施策3 障がい者福祉の充実

(1)障がい福祉サービスの充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
各種障がい者手帳受付・証明事業	①障がいを有する人からの申請書を受理②発行した手帳の交付③手帳の種類や障がい内容、等級に応じた市や県の障がい福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	H26以前～ H42以降	100	障害福祉課
障がい者計画等策定・推進事業	山陽小野田市障がい者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)の達成状況等について分析、評価を行い、計画の推進を図る。	H26以前～ H42以降	36	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金助成事業	心身障害者扶養共済制度は、障がい者を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	H26以前～ H42以降	210	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当て支給する。	H26以前～ H42以降	29,327	障害福祉課
在宅酸素濃縮器電気料助成事業	呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。	H26以前～ H42以降	90	障害福祉課
自立支援給付事業(介護給付)	計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。介護給付(「障害支援区分」の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H26以前～ H42以降	590,648	障害福祉課

自立支援給付事業(訓練等給付)	計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。訓練等給付(主に就労に係るサービスの提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H26以前～ H42以降	445,775	障害福祉課
自立支援給付事業(補装具給付)	失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るために補装具費を支給する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H26以前～ H42以降	12,961	障害福祉課
障がい児通所給付事業	障がい児相談支援の内容を基に、障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H26以前～ H42以降	177,556	障害福祉課
権利擁護推進事業	障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	H26以前～ H42以降	20	障害福祉課
介護保険サービス利用者負担軽減事業	65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担金を障がい福祉制度により軽減(償還)する。	H30～ H42以降	1,500	障害福祉課
障がい児支援提供体制の整備事業	障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢等別のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備の調整を行う。	H30～ H42以降	0	障害福祉課
重度心身障がい者医療費助成事業	対象:①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がいを有する者のうち、所得要件を満たす障がい者 内容:受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。	H26以前～ H42以降	324,508	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業	小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	H26以前～ H42以降	100	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度難聴児に補聴器購入費の助成を行う。	H26以前～ H42以降	173	障害福祉課
更生医療給付事業(自立支援医療①)	「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H26以前～ H42以降	130,528	障害福祉課
育成医療給付事業(自立支援医療②)	18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H26以前～ H42以降	1,800	障害福祉課
精神通院医療給付事業(自立支援医療③)	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。	H26以前～ H42以降	0	障害福祉課

障がい者地域生活支援事業	支援の種類:①相談事業②意思疎通支援事業③日常生活用具等給付④移動支援⑤地域活動支援センター事業⑥日中一時支援⑦自動車運転免許取得費助成⑧自動車改造費助成⑨手話奉仕員等養成研修事業⑩障がい者スポーツ大会開催事業⑪成年後見制度利用支援事業⑫自発的活動支援事業⑬点訳・音訳事業	H26以前～ H42以降	44,335	障害福祉課
相談支援業務委託事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援等を行う相談支援事業について、業務委託を行う。	H26以前～ H42以降	13,225	障害福祉課
障がい者相談業務委託料	委託先:相談員、宇部小野田圏域障害者相談支援事業所(3か所)、なるみ園 電話または面接によりピアカウンセリング、介護相談、情報提供を行い、障がい者等が在宅サービスや社会資源の利用、社会生活力を高める支援を行う。	H26以前～ H42以降	7,570	障害福祉課
障がい福祉推進事業	障がいへの理解を深めてもらうため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とした講座を開催する。	H26以前～ H42以降	20	障害福祉課
保健・医療・福祉等連携事業	執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取り組む。	H26以前～ H42以降	40	障害福祉課
障がい者施設運営事業	指定管理者制度により障がい者施設(みつば園、まつば園、のぞみ園)を運営する。指定管理者との協定期間が終了する平成32年度末に向けて、民間事業者への移譲を検討する。	H27～H32	5,398	障害福祉課
社会福祉法人の指導監査事務事業	障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施する。※会計処理に係る指導監査は、福祉指導監査室が実施する。	H26以前～ H42以降	0	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業	所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	H30～ H42以降	36	障害福祉課
みつば園ボイラー改修事業	みつば園のボイラーが老朽化しているため、改修を行う。	H30	2,646	障害福祉課
みつば園グリーストラップ(阻集器)修繕事業	みつば園のグリーストラップ(阻集器)が老朽化しているため、修繕を行う。	H30	313	障害福祉課
まつば園作業棟エアコン改修事業	まつば園作業棟に設置のエアコンが老朽化しているため、改修を行う。	H30	2,030	障害福祉課

(2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
障がい者団体支援事業	障がい者団体(「山陽小野田市障害者協議会」、肢体不自由児(者)父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	H26以前～ H42以降	340	障害福祉課

福祉タクシー費助成事業	対象者：①「身体障害者手帳」1,2,3級②「身体障害者手帳」4級の下肢障がい、心臓機能障がい、呼吸機能障がい③療育手帳A、B④「精神障害者保健福祉手帳」1級 所持者 内容：タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。	H26以前～ H42以降	29,923	障害福祉課
要約筆記啓発講座事業	多くの市民の方に聴覚障がい者への理解と要約筆記に関心を持っていただき、県が開催する要約筆記者養成講座の受講へと結びつけることを目的に、講座を開催する。	H30～ H42以降	36	障害福祉課
「障害者差別解消法」推進事業	「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことにより、市は障がいを理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして地域協議会を開催する。また、合理的配慮の推進を行う	H28～ H42以降	144	障害福祉課
手話通訳者設置事業	市が主催する講演会等を行う際に、聴覚障がいの方の意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等の派遣を行う。	H29～ H42以降	516	障害福祉課

基本施策4 地域福祉の推進

(1) 地域福祉推進体制の整備・充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位：千円)	担当課
石丸総合館管理運営事業	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	H26以前～ H42以降	5,031	市民生活課
社会福祉法人等指導監査事業	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。)	H26以前～ H42以降	0	高齢福祉課
地域協議会の体制整備事業	平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議を活用する。	H30～ H42以降	44	高齢福祉課
社会福祉協議会支援事業	地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	H26以前～ H42以降	53,494	社会福祉課
福祉センター管理運営事業	市内7箇所(本山・赤崎・須恵・中央・高泊・高千帆・有帆)の福祉会館の円滑な運営を図る	H26以前～ H42以降	26,778	社会福祉課
中央福祉センター定期報告事業	一定の建築物の所有者・管理者は建築物及び建築設備等の利用者の安全を確保し、災害・事故を防止するため、専門技術を有する資格者による調査・検査結果を特定行政庁に報告する。	H30～ H42以降	1,011	社会福祉課

高千帆福祉会館定期報告事業	一定の建築物の所有者・管理者は建築物及び建築設備等の利用者の安全を確保し、災害・事故を防止するため、専門技術を有する資格者による調査・検査結果を特定行政庁に報告する。	H30～ H42以降	1,011	社会福祉課
日赤活動資金募集	市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。	H26以前～ H42以降	0	社会福祉課
献血推進事業	山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。	H26以前～ H42以降	0	社会福祉課
福祉関係団体支援事業	市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会	H26以前～ H42以降	369	社会福祉課
遺家族援護事業	市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び 県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 山陽小野田市連合遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	H26以前～ H42以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金事業	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	H26以前～ H42以降	23	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業	戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	H26以前～ H42以降	325	社会福祉課
社会を明るくする運動推進事業	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1街頭啓発(駅・中学校・高等学校・サンパーク・丸喜厚狭店) 2社明講演会 3市広報、ラジオ、新聞広告での周知	H26以前～ H42以降	0	社会福祉課
地域福祉計画策定事業	地域住民が共に支え助け合う地域福祉の実現を目指して、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉計画を策定する。	H27～ H42以降	172	社会福祉課
指導監査事務事業	山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を健康福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。	H26以前～ H42以降	0	社会福祉課
地域協議会の体制整備事業	平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体である地区社協連絡会議を活用する。	H30～ H42以降	0	社会福祉課

災害見舞金支給事業	市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	H26以前～ H42以降	250	社会福祉課
災害援護資金貸付事業	災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	H26以前～ H42以降	10	社会福祉課
災害援護資金貸付金債権回収事業	災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害…市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎても未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたる H22大雨災害…H25年度から償還が始まり、債権回収にあたる	H26以前～ H42以降	4,030	社会福祉課
社会福祉法人等指導監査事務	社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(12園)に対して保育所指導監査を行う。	H26以前～ H42以降	0	子育て支援課
地域型保育事業所指導監査事務	地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成30年度対象は2園(ブティット小野田保育園、こぐま保育園山園舎)。	H26以前～ H42以降	0	子育て支援課
地域協議会開催事業	社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	H30～ H42以降	40	子育て支援課
社会福祉法人指導監査事業	山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査を行う。	H26以前～ H42以降	12	福祉指導監査室
地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業	地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。	H27～ H42以降	0	福祉指導監査室

(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員が、地域の方々のおよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	H26以前～ H42以降	16,095	社会福祉課
民生委員推薦事業	民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	H26以前～ H42以降	60	社会福祉課
山陽地区民生委員・児童委員活動支援事業	年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要があるため、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々のおよき相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	H26以前～ H42以降	0	市民窓口課

基本施策5 社会保障の安定

(1)低所得者福祉の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
行旅困窮者一時保護事業	行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの切符を支給する。	H26以前～ H42以降	189	社会福祉課
行旅病人死亡人取扱業務	行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する行旅者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	H26以前～ H42以降	915	社会福祉課
無縁墓地の管理	無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う	H26以前～ H42以降	3	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	市が委託する実施事業者が、生活困窮者からの相談を受け、申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。	H27～ H42以降	8,522	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援事業	生活習慣が身につけていない等の理由により就労が困難な者に生活習慣を身につけさせ、あるいは他人とのコミュニケーションのとり方などの支援を計画的に実施する。	H27～ H42以降	3,338	社会福祉課
住居確保給付金支給事業	離職して2年以内の65歳未満の者で、生活困窮のため住宅を失ったまたは失うおそれのある者に、生活保護法の基準による家賃を上限として、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給する。	H27～ H42以降	879	社会福祉課
生活保護費支給事業	生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受取り、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	H26以前～ H42以降	1,327,970	社会福祉課
生活保護一般管理業務(単独)	生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また法令等関係書籍の購入することにより、ケースワーカーの知識や能力の向上を図るとともに、社会福祉主事の資格を有しない職員には、資格取得のための通信講座を受講させる。	H26以前～ H42以降	4,410	社会福祉課
生活保護適正化事業(医療扶助適正化分)	生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	H26以前～ H42以降	388	社会福祉課
生活保護適正化事業(収入資産把握事業分)	適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	H26以前～ H42以降	250	社会福祉課
生活保護適正化事業(体制強化事業分)	生活保護相談者や生活保護受給者の中には、対応する職員に対して、暴言を吐いたり、威圧的な態度をとる者が多数いるため、助言、指導が困難となり、適正な保護の実施に支障をきたすことが多い。そうした事例に対処するため、警察官OBを面接支援員として採用し、訪問や面接に同行、同席してもらうことによって、適正な保護の実施を図る。	H26以前～ H42以降	3,738	社会福祉課
被保護者就労支援事業	被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。	H26以前～ H42以降	3,694	社会福祉課

全国生活保護査察指導に関する研究協議会	生活保護をめぐる状況や問題を踏まえて、求められる査察指導機能や組織的運営管理について研究協議及び意見交換等を行い、生活保護査察指導員等の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に資することを目的とする。平成30年度のみ。	H30	60	社会福祉課
マイナンバー対応生活保護システム保守業務委託事業	マイナンバー制度の情報連携の運用が始まり、マイナンバー対応生活保護システムの正常な運用のため維持、調整等を行う。	H30～ H42以降	454	社会福祉課

(2) 国民健康保険の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険療養給付事業	国民健康保険に加入する被保険者に対して、療養給付を行い、国保連合会を経由して一部負担金を除く保険者負担分を医療機関に支払う。平成30年度から療養給付費は県が負担し、県補助金として同額が県から繰り入れられる。	H26以前～ H42以降	4,398,696	国保年金課
国民健康保険高額療養事業	1か月当たりの一部負担金が、法に規定する額を超過した被保険者に対し、超過分を給付する。また、入院等により事前に高額療養該当が認められる場合は限度額認定証を交付し、超過額を医療機関に直接支払う。平成30年度から市が負担した高額療養費は県が負担し、県補助金として同額が県から繰り入れられる。	H26以前～ H42以降	629,332	国保年金課
国民健康保険高額介護合算療養事業	8月1日から翌年の7月31日までの1年間に負担した医療及び介護の合算額が支給基準額を超えた被保険者に対し、その超過分を給付する(どちらかの負担額が0である場合は支給しない。)。平成30年度から市が負担した高額介護合算療養費はすべて県が負担し、県補助金として同額が県から繰り入れられる。	H26以前～ H42以降	1,050	国保年金課
国民健康保険その他保険給付事業	国民健康保険被保険者の移送、出産、葬儀に要した費用の一部を支給する。平成30年度から市が負担した移送費は県が負担し、県補助金として同額が県から繰り入れられる。出産一時金・葬祭費については今までと同様に市の保険料でまかなうことになる。	H26以前～ H42以降	21,909	国保年金課
国民健康保険共同事業拠出事業	保険財政基盤安定のため、県内市町国保からの拠出金を財源として各市町の保険料平準化と財政の安定化を図る共同事業については、平成30年度からの県広域化に伴い市での業務は終了し、退職者医療制度の対象者の把握に要する費用に係るその他共同事業のみ継続する。	H26以前～ H42以降	4	国保年金課
国民健康保険事業費納付事業	平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となり、その財源として市町ごとに国保事業費納付金が算定され、市は国保事業費納付金を納付する。	H30～ H42以降	1,593,880	国保年金課
国民健康保険医療費通知事業	被保険者に利用した医療費の明細を送付することにより、被保険者の関心を喚起して医療費の適正化を図るとともに、不正請求発見の端緒とする。	H26以前～ H42以降	3,770	国保年金課
国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業	ジェネリック医薬品について、被保険者に対し先行薬との差額通知と利用意思表示シールを送付することで、意識啓発と利用率向上を図り、医療費の適正化を推進する。	H26以前～ H42以降	667	国保年金課

国民健康保険海外療養費不正請求対策事業	海外療養費の不正請求対策として支給申請の審査体制を強化することが求められており、国保連合会においても不正請求対策事業を受託する環境が整ったことから当該業務について国保連合会に委託し、医療費の適正化を図る。	H26以前～ H42以降	105	国保年金課
国民健康保険特定健診事業	被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	H26以前～ H42以降	43,264	国保年金課
国民健康保険がん検診事業	納付書一斉発送時にパンフレットを同封し、健康に関する被保険者の意識の高揚を図る。また、健康増進課が実施するがん検診について国保該当者の検診料を一部負担する。	H26以前～ H42以降	11,277	国保年金課
国民健康保険健康づくり推進事業	国保被保険者の健康増進を図るため、以下の事業を行う。 ①校区ふるさとづくり協議会が実施する健康づくり事業に対する補助金支出 ②こくほシェイプアップジムの主催	H26以前～ H42以降	1,343	国保年金課
血管年齢測定器整備事業 (課長提案事業)	血管年齢測定器(加速度脈波計)1台を購入し、特定健診や健康フェスタ等各種行事において末梢血液循環の状態を測定し、生活習慣病の予防に役立てる。	H30	314	国保年金課
国民健康保険保険料徴収事業	滞納がある場合、督促、催告を行うとともに、夜間窓口の設置や電話等による接触の機会の確保に努める。滞納が長期化する場合、判定委員会において審議の上、短期被保険者証、資格証明書の交付を行う。	H26以前～ H42以降	5,897	国保年金課
国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業	被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の抑制につなげる。	H26以前～ H42以降	2,230	国保年金課
国民健康保険一般管理事業	保険給付、各種支援金、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業(システム管理、国保運営協議会、基金積立等)を行う。また、国民健康保険事業において活用している「COKAS-R/AD II」、「THINK TAX」、「国保総合システム」、「特定健診、特定保健指導システム」の各システムについて、法改正等に対応したものとなるよう、必要に応じてシステム改修を行う。	H26以前～ H42以降	24,097	国保年金課
被保険者証附番方式変更事業	被保険者証番号は、県内他市全て世帯番号で附番しているところ、本市は個人番号である。これによりシステム改修のたびにカスタマイズの経費が発生しており、世帯番号による附番への転換は従来からの課題である。また、平成32年1月には、国保システムを含むCOKAS-R/AD IIの契約期間終了に合わせ自治体クラウドへの移行も予定されており、それ以前に標準的な証番号附番への転換を終了しておく必要がある。	H30	6,752	国保年金課
広域化に伴う被保険者証様式更新事業	国保制度県広域化に伴う被保険者証様式の更新に係るシステム改修に関し、保険者名表記の変更については平成29年度に実施した。県の連携会議で決定した被保険者証と高齢受給者証の一体化については、本市では平成31年度から実施することとし、平成30年度に所要のシステム改修を行う。	H29～H30	3,000	国保年金課
国保高額療養費管理システム改修事業	平成30年8月1日から実施される高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額の改定に対応するため、国保高額療養費管理システムの改修を行う。	H30	616	国保年金課

(3)後期高齢者医療の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
後期高齢者医療事業（一般会計分）	法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担分を拠出する。	H26以前～ H42以降	884,820	国保年金課
後期高齢者医療事業(特別会計分)	保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行い、過誤納金等は還付処理を行う。	H26以前～ H42以降	1,082,486	国保年金課
後期高齢者医療はり・きゅう施術費補助事業	被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の適正化につなげる。	H26以前～ H42以降	2,200	国保年金課
後期高齢者医療標準システム端末更新事業	後期高齢者医療標準システムは、平成30年度に広域連合側のサーバとデータ連携用ソフトウェアを更新するため、本市側の端末3台も更新する必要がある。このうち平成26年度に本市が購入した山陽総合事務所への増設分1台の更新を行う。	H30	816	国保年金課
後期高齢者医療システム改修事業	現在、後期高齢者医療事業において活用している「COKAS-R/AD II」のシステムについて、法改正等に対応したものとなるよう、必要に応じてシステム改修を行う。平成30年度については、保険料軽減特例の見直しに伴う改修を行う。	H30	1,205	国保年金課

(4)国民年金の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民年金事業	国民年金に係る窓口業務を国に代行して行い、受け付けた書類を日本年金機構事務センターへ送付する。保険料の収納業務は行わない。	H26以前～ H42以降	85	国保年金課
国民年金システム改修事業	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行が、消費税増税の延期に伴い延期されていたが、平成31年10月1日に同法が施行されるのに先立ち、支給準備事業に対応するためCOKAS-R/AD IIの改修を行う。	H30	654	国保年金課

基本施策6 健康づくりの推進

(1)地域ぐるみの健康づくりの充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
健康づくり計画推進事業(健康フェスタ)	平成21年度に山陽小野田市SOS健康づくり計画を策定。SOS健康づくり計画運営委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開し、1年の集大成として健康フェスタを開催している。	H26以前～ H42以降	100	健康増進課
健康づくり計画推進事業(SOS健康づくり計画運営委員会支援事業)	平成21年度に山陽小野田市SOS健康づくり計画を策定。SOS健康づくり計画運営委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開している。	H26以前～ H42以降	113	健康増進課

第2次健康づくり計画策定事業	平成21年度に山陽小野田市SOS健康づくり計画を策定。平成29年度に基礎調査(実態調査)、平成30年度に最終評価を実施し、第2次健康づくり計画の策定を行う。	H26以前～ H42以降	751	健康増進課
食育推進計画の推進	平成17年に「食育基本法」の制定。平成23年に山陽小野田市食育推進計画を制定。地域の特性を生かした食育の推進を図っている。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を制定する予定。	H26以前～ H42以降	240	健康増進課
食育博士認定事業(バッジ作成)	平成17年に「食育基本法」の制定。平成23年に山陽小野田市食育推進計画を制定。地域の特性を生かした食育の推進を図っている。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を制定する予定。	H26以前～ H42以降	33	健康増進課
第二次食育推進計画の策定および見直し	平成17年に「食育基本法」の制定。平成23年に山陽小野田市食育推進計画を制定。地域の特性を生かした食育の推進を図っている。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を制定する予定。	H29～ H42以降	175	健康増進課
他課技術支援	平成17年に「食育基本法」の制定。平成23年に山陽小野田市食育推進計画を制定。地域の特性を生かした食育の推進を図っている。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を制定する予定。	H28～ H42以降	0	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催 《重点1》	山口東京理科大学の薬学部設置に伴い、薬学部の教授等を講師とし、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	H30～H32	500	健康増進課
自殺対策事業	平成18年自殺対策基本法施行。平成22年より山口県自殺対策緊急強化基金を利用し、自殺対策事業として平成23年度からこころのサポーター養成講座を開催している。3年に一度、養成講座を実施し、2年間かけてスキルアップ研修を行う。また普及啓発として、職域及び自治会等の出前講座を実施する。	H26以前～ H42以降	120	健康増進課
ひきこもり支援事業	ひきこもり状態にある者やその家族が地域の中で相談できる体制を整備する。	H29～ H42以降	0	健康増進課
総合的な人材育成事業	山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。	H26以前～ H42以降	51	健康増進課
実習生受け入れ業務(看護学生、栄養士学生)	保健センター(複合施設内)には、FAXを設置しているが旧山陽中央病院より譲渡されたものを使用しており、メーカーよりリンクが製造中止となっている。引き続き、FAXを使用するために新しく購入し設置する必要がある。	H26以前～ H42以降	104	健康増進課
研修参加事業	平成31年1月26・27日に公衆衛生学の学術的発展と研究、教育及び活動の向上と推進をめざし、国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的に日本公衆衛生看護学会が宇部市で開催される。この学会に健康福祉部内の公衆衛生看護職が参加することにより健康づくり推進の技術を学ぶ。	H30	0	健康増進課

(2) 地域保健サービスの充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
健康手帳	特定健診・特定保健指導の記録等、その他健康の保持増進のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に資することを目的とし利用を促す。	H26以前～ H42以降	28	健康増進課
成人保健健康教育	市が主催で行う健康教育の他、市民団体から健康増進に関する要望に応じて集団健康教育を行う。	H26以前～ H42以降	345	健康増進課
成人健康相談事業	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	H26以前～ H42以降	178	健康増進課
成人訪問指導事業	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値で訪問基準に該当する者・国保他受診・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	H26以前～ H42以降	83	健康増進課
成人健康診査事業(生保等健康診査)	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査	H26以前～ H42以降	230	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診・女性の健康診査)	健康増進法第19条の2に基づき健診を実施する。 ①がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺) ②女性の健康診査	H26以前～ H42以降	82,150	健康増進課
成人健康診査事業(結核検診)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	H26以前～ H42以降	1,581	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	①個別の受診勧奨・再勧奨②子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券等配布③精密検査未受診者に対する受診再勧奨	H27～ H42以降	2,264	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。平成15年度から養成講座を開催。地区活動も含めた育成・支援を行っている。	H26以前～ H42以降	245	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。地区組織である食生活改善推進員の活動支援事業を推進している。	H26以前～ H42以降	782	健康増進課
定期予防接種事業	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎 B類:インフルエンザ、成人用肺炎球菌	H26以前～ H42以降	192,255	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業	予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	H26以前～ H42以降	2,636	健康増進課

小野田保健センター維持管理事業	昭和56年に開設された小野田保健センターの保健活動に関する拠点として活用するために維持管理する。平成30年度開設される子育て総合支援センターにおいて幼児健診等母子保健事業を実施するため、利用方法を検討中である。	H26以前～ H33	2,476	健康増進課
-----------------	---	---------------	-------	-------

基本施策7 地域医療体制の充実

(1) 地域医療体制の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
急患診療所事業	急患診療所を設置し、平日夜間に内科(中学生以上)の、休日日中に小児科の軽症患者に対して適切な一次救急診療を行う。	H26以前～ H42以降	37,673	健康増進課
休日救急医療対策事業	厚狭郡医師会及び小野田医師会が当番を決め、休日の9時から17時までの一次救急医療を担う。	H26以前～ H42以降	7,085	健康増進課
AED管理事業	平成21年度AEDを市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため公共施設に設置した。その更新時期であるためリース対応する。	H28～ H42以降	1,307	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	H26以前～ H42以降	8,754	健康増進課
地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業	全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。	H26以前～ H42以降	310	健康増進課
地域医療整備支援事業	市内医療機関における看護師不足を補うために、准看護師を養成している厚狭郡医師会に対し准看護学院の運営費を補助する。	H26以前～ H42以降	1,400	健康増進課
地域医療整備支援事業 (老人保健施設整備償還補助事業)	医療機関と在宅との中間施設として地域在宅医療を担う老人保健施設の整備費の一部とその借入利息について平成7年度から平成31年度までの25年間補助する。	H26以前～ H31	15,213	健康増進課
公的病院支援事業	公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、助成金を交付し財政的支援を行う。	H26以前～ H30	7,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	H26以前～ H42以降	3,600	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業	広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	H26以前～ H42以降	81	健康増進課
あん摩マッサージ指圧等の 施術所管理事業	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。	H26以前～ H42以降	7	健康増進課

(2)市民病院の機能強化と健全経営

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
院内保育所運営事業	医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育所を運営する。また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従事する職員の子供の保育を行う。	H27～ H42以降	21,600	病院局
民間的経営手法導入事業	これまで、クレーク業務、医事業務等の委託化を推進してきたが、今後も外注化が経営に有利となる業務に関しては外注化を進める。また、契約方法についても、長期継続契約の導入や業務内容の見直しを行い、費用の削減と業務の効率化に努める。さらに、加算による診療報酬の増加により医業収益を改善する。また、これらの抜本的な改善のためのコンサルティング業務の活用を行う。	H26以前～ H42以降	0	病院局
定員適正化事業	病院経営、施設基準、診療体制や看護体制、医師・看護師の確保等、さまざまな観点から人員体制について検討する。	H28～H32	0	病院局
給与適正化事業	国家公務員の給与を基本として給与の適正化を図る。	H26以前～ H32	0	病院局
他会計借入金償還事業	工業用水道事業会計及び一般会計からの借入金を償還表に従い償還する。	H26以前～ H33	88,765	病院局
医師確保事業	医師の確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クレークの確保により医師の負担を軽減する。	H26以前～ H42以降	14,234	病院局
医療機器整備事業	医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診療単価を増加させ医業収益の増収を図る。	H26以前～ H42以降	55,000	病院局
災害拠点病院整備事業	必要な施設・設備の整備、研修の受講により、災害拠点病院の指定を受け、安心安全なまちづくりに寄与する。	H29～ H42以降	2,147	病院局